

議案第56号

代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について（倉敷市たけのこ茶屋等））（教育委員会関係分）

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第10号）第2条第3項の規定により、11月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり代理したので、承認を求める。

令和3年12月23日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

指定管理者の指定について

下記の施設について、指定管理者を指定する。

記

- | | | | |
|---|-------|----------------------------|-----------------|
| 1 | 対象施設名 | 倉敷市たけのこ茶屋、まきび公園及び倉敷市まきび記念館 | |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 | 倉敷市真備町箭田3652番地1 |
| | | 名 称 | 倉敷まきび公園管理運営組合 |
| | | 代表者・職氏名 | 組合長 中 山 正 明 |
| 3 | 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで | |

提案理由

倉敷市たけのこ茶屋、まきび公園及び倉敷市まきび記念館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

団 体 概 要 書

団 体 名	倉敷まきび公園管理運営組合
所 在 地	倉敷市真備町箭田 3 6 5 2 番地 1
代表者・職氏名	組合長 中 山 正 明
設立年月日	平成 2 8 年 1 2 月
資 本 金	－
従 業 員 数	3 0 人（組合員数）
経 営 方 針	倉敷市及び倉敷市教育委員会から管理運営を受託した、まきび公園、倉敷市たけのこ茶屋及び倉敷市まきび記念館を適正かつ効率的に管理し地域経済の振興に寄与する。
沿 革	平成 2 8 年 組合設立 平成 2 9 年 まきび公園、倉敷市たけのこ茶屋及び倉敷市まきび記念館の指定管理者となる。
主 な 業 務 内 容	1 地域特産物・農林産物の展示販売等 2 郷土料理の紹介及び販売 3 地域経済の振興に資する業務 4 その他目的達成のための業務
過去 5 年間の 主 な 業 績	指定管理業務 まきび公園、倉敷市たけのこ茶屋、倉敷市まきび記念館